

事業提案書審査実施要領（案）

1 目的

この事業提案書審査実施要領（案）は、立川市が発注する新清掃工場整備運営事業に係る入札手続きのうち、入札説明書に定める事業提案書審査に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 審査

- (1) 落札予定者の事業提案書の審査は、立川市新清掃工場事業者選定審議会（以下「事業者選定審議会」という。）が行う。
- (2) 事業者選定審議会は、落札予定者の事業提案書の審査結果及び審査講評を市に答申する。
- (3) 事業提案書の誤記、不整合等が審査の中で確認された場合は、落札予定者に修正を求めるものとし、修正に応じた場合は要求水準を満たしたものとする。

3 事業提案書審査

- (1) 事業提案書に関する審査は、ヒアリング及び書面質疑によるものとする。

4 ヒアリング審査

- (1) ヒアリング審査は、原則として2回実施する。
- (2) ヒアリング審査の内容は、書面に取りまとめ契約書類とする。

5 書面質疑

- (1) 書面質疑は、原則として2回実施する。
- (2) 書面質疑に関する文書は契約書類とする。

6 その他

ヒアリング審査及び書面質疑の詳細は別に定める。

事業提案書審査実施詳細（案）

1 目的

この事業提案書審査実施詳細は、事業提案書審査実施要領に定める、ヒアリング審査及び書面質疑の詳細を定めることを目的とする。

2 審査の視点

- (1) 事業提案書が基準仕様書に記載した事項に適合する提案であることを確認。
- (2) 事業提案書に明確な基準を定めず記載を求めた事項及び落札予定者が自主的に記載した事項について考え方を確認。

3 ヒアリング審査

(1) 実施方法

ヒアリング審査は、立川市新清掃工場事業者選定審議会（以下「事業者選定審議会」という。）において実施する。

- (2) ヒアリング開催にあたっての事業者選定審議会の実施時間配分は、原則として次のとおりとする。

① 進行及び質問内容・順番等について確認	50分
② 休憩	10分
③ 落札予定者による事業提案書概要説明	5分
④ 質問通告事項に対する説明	20分
⑤ ヒアリング	100分
⑥ 書面質問内容の確認	45分

(3) 質問事項の事前通告

落札予定者に対して、ヒアリング前に質問事項を事前通告する。

- (4) ヒアリングの質問内容は、優先順位を定め、順次行う。
- (5) 優先順位については、事業者選定審議会において協議により決定する。
- (6) 質問通告事項のうち落札予定者に説明を求める事項は事業者選定審議会が指定する。
- (7) ヒアリング審査内容を含め、事前通告した質問事項は書面回答を求める。

4 書面質疑

(1) 書面質疑の実施時期

書面質疑は、原則としてヒアリング審査を実施する事業者選定審議会において質問内容を決定するものとする。

5 審査書類

- (1) 事業提案書
- (2) 事業提案書審査総括表
- (3) 設計仕様書（様式3-3）確認リスト
- (4) その他、事業者選定審議会が必要と認めるもの

6 庶務

事業提案書審査に必要な庶務は、新清掃工場準備室において処理する。